

筑前町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会・議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 町民と議会の関係（第4条）

第4章 町長と議会の関係（第5条―第8条）

第5章 自由討議の拡大（第9条）

第6章 委員会の活動（第10条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条―第13条）

第8章 議員の身分及び待遇、政治倫理（第14条―第16条）

第9章 最高規範性と見直し手続き（第17条・第18条）

附則

前文

筑前町議会（以下「議会」という。）は、筑前町長（以下「町長」という。）とともに、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現のため、二元代表制のもと、町民の負託に応え、町民の福祉の向上のため活動するものである。

議会は、町民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの創意と工夫によって町民と協働のまちづくりを推進していかなければならない。

このため議会は、積極的な情報の公開、議員の自己研さんと資質の向上、公平・公正と透明性を保ちつつ、町民に開かれた議会及び町民に信頼され、存在感のある議会を目指すため、ここに条例を定めるものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権と自治の時代にふさわしい、町民の身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした筑前町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【説明】

1. 議会運営の基本事項とは、町民に身近で信頼され、町政の情報を広く公開し、地方自治の主旨である住民と共に進む^{かたつ}闊達な議会を目指すことを規定しています。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた分かりやすい議会運営を目指して活動すること。
- (2) 正副議長の選出にあたり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにすること。
- (3) 町民の多様な意見を的確に把握するため、町民参加の機会の拡充に努めること。
- (4) 前号で把握した意見をもとに政策提案の充実強化に努めること。
- (5) 町民本位の立場から、町政運営に対する監視及び評価に努めること。
- (6) 町民の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。

【説明】

1. 議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に住民に開かれた議会を推進することを規定しています。
2. 議会は、正副議長の選挙を行う際は、その職を志願するものに意思表示する場の提供を行い、町民に分かりやすい正副議長の選出を行うことを規定しています。
3. 町民の意見を把握するため、各種団体や各種会合等で町政報告を行い住民との意見交換を行うことを規定しています。
4. 上記により把握した意見等を集約し、全議員による自由討議を行い政策提案することを規定しています。
5. 町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、町政運営に対して監視及び評価することを規定しています。
6. 傍聴者に議案資料等を提供し、適切な情報提供、情報の共有を図り、町民の傍聴意欲を高める措置を講じることを規定しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について、町民の多様な意見を的確に把握すること。
- (3) 自己の能力を高める不断の研さんにより、町民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (4) 議会の構成員として、一部団体及び地域に偏ることなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【説明】

1. 議会制度において、最も重要な要素であり、多様な住民意思を反映させ、政策水準を高めるため、議員相互間の自由討議を推進することを規定しています。
2. 議員が、町政における課題全般について多様な住民の意見を把握することを規定しています。
3. 議員としての資質向上に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動することを規定しています。
4. 議員は、一部団体及び地域などの個別事案だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定しています。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を政策提案と位置づけ、請願の審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。
- 4 議会は、町民及び町民団体の意見収集に努め、議会及び議員の政策立案能力を強化し、政策提案の拡大を図るものとする。
- 5 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 6 議会は、前項の目的を達成するために、少なくとも年1回議会報告会を開催するものとし、その方法については別に定める。

【説明】

1. 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、町民に対する説明責任を履行することを規定しています。
2. 各委員会の会議を原則公開することを規定しています。
3. 請願及び陳情を政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴く機会を設けることを規定しています。
4. 多様な住民意思・意見を聴取し、そこから発生する町政上の課題を解決するための能力を強化し、政策提案の拡大を図ることを規定しています。
5. 選挙における議員に対する町民の評価が的確になされるよう、議案に対する各議員の賛否を議会広報等で公表することを規定しています。
6. 議会として説明責任を果たし、さらに多様な住民意思・意見を聴取する場として、議員全員による議会報告会を年1回以上開催することを規定しています。

第4章 町長と議会の関係

(町長等並びに議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長等執行機関及びその職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【説明】

1. 本会議における一括質問・一括答弁は、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、質疑は一問一答で行うことを規定しています。
2. 町長ほか町の職員は、議長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため逆質問することが出来ることを規定しています。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長等が策定する政策、計画、施策又は事業（以下「政策等」という。）について、議会が必要と認めた場合は、次に掲げる事項について町長等に説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の根拠
- (2) 策定に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 町民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画基本構想との整合性
- (6) 関係法令及び条例
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算
- (9) その他議会が必要と認める事項

【説明】

1. 町の政策等については、その提案の根拠を明らかにするため、議会として町長等に説明を求めることを規定しています。

(予算及び決算における説明資料)

第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて施策別又は事業別の説明資料を提出するよう町長に求めるものとする。

【説明】

1. 予算・決算については、論点、争点を明らかにするため、施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることを規定しています。

(議決事件の追加)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する議決事件については、持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与する観点から次に定めるものとする。

- (1) 筑前町総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止

【説明】

1. 町政における重要な政策等の決定に参画する観点から、積極的に議決事件を追加することを規定しています。

※ 議決事件とは…議会が議決する事項、事柄のことをいいます。地方自治法に15項目が規定されていますが、さらに町の条例で議決事件を追加することができます。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議員は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において審議し、結論を出す場合、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

2 議長は、町長等に対する本会議及び委員会への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由な討議を中心に運営しなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互の自由な討議を行い、議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

【説明】

1. 議会が、討論の場であることから、議員相互の自由な討議によって合意形成に努めることを規定しています。

2. 議員相互の自由な討議を中心にした議会運営を行うため町長等の出席要請を必要最小限にとどめることを規定しています。

3. 積極的に議員相互の自由な討議を行い、議案の提出を積極的に行うことを規定しています。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第10条 委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行い、政策提案を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

3 委員会は、年度当初にその年度の活動内容について十分な検討を行い、委員会における活動計画を策定するものとする。

4 委員会は、視察を行ったときは、その内容を本会議で報告し、関係部署との意見交換の場を設けるものとする。

5 委員長は、委員会審査報告を行うときは、委員会審査の内容が町民に対して分かりやすい報告となるよう努めなければならない。

【説明】

1. 委員会は、積極的な調査研究により、詳細かつ能率的な審査を行い、政策提案を行うことを規定しています。
 2. 参考人制度等を活用し、議会の討議に反映することを規定しています。
 3. 委員会において年間活動計画を策定することを規定しています。
 4. 本会議における報告と、関係部署との意見交換の場を設けることを規定しています。
 5. 委員長報告を町民に対して分かりやすい報告とすることを規定しています。
- ※ 参考人制度とは…委員会が調査または審査のため、利害関係者や学識経験者等に出席を求めて意見を聴くことをいいます。
- ※ 公聴会制度とは…委員会が重要案件の調査または審査のため、利害関係者や学識経験者等から意見を聴くことをいいます。参考人制度と異なり、意見を述べる人を公募します。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

- 第11条 議会は、議員の政策立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。
- 2 前項の目的を達成するため、議会は、広く各分野の専門家による議員研修の場を積極的に設けるものとする。

【説明】

1. 議員の政策立案能力の向上のために、議員研修の充実強化を図ることを規定しています。
2. 各分野の専門家や町民各層を講師に、議員研修を積極的に行うことを規定しています。

（議会事務局の体制整備）

- 第12条 議長は、議会及び議員の政策立案能力の向上のため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

【説明】

1. 議会及び議員の政策立案能力の向上のため、議長は、議会事務局の体制強化に努めることを規定しています。

（議会広報の充実）

- 第13条 議会は、議会だよりで、議案に対する各議員の態度を公表する等、情報の提供に努めなければならない。
- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めなければならない。

【説明】

1. 町民が、議会と町政に関心を持ってもらえるような議会だよりを作成し、情報の提供を行うことを規定しています。
2. インターネットを含めた多様な手段による議会広報活動を行うことを規定しています。

第8章 議員の身分及び待遇、政治倫理

（議員定数）

第14条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

【説明】

1. 議員定数は、別に条例で定めることを規定しています。
2. 議員の定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく町政の現状や将来展望等を踏まえて、総合的に検討することを規定しています。

（議員報酬）

第15条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測及び展望を十分に考慮し、筑前町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。

【説明】

1. 議員報酬は、別に条例で定めることを規定しています。
2. 議員の定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく町政の現状や将来展望等を踏まえて、総合的に検討することを規定しています。

（議員の政治倫理）

第16条 議員は、その活動に公正性と透明性を確保するため、筑前町政治倫理条例（平成17年筑前町条例第9号）を遵守しなければならない。

【説明】

1. 議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを規定しています。

第9章 最高規範性に見直し手続き

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

【説明】

1. 議会運営における最高規範であることを規定しています。
2. 議員へ本条例の理念を再認識させるための研修を義務付けることを規定しています。

(見直し手続き)

第18条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において、改正理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【説明】

1. 一般選挙後、本条例の目的が達成されているか否かの検証を議会運営委員会に義務付けることを規定しています。
2. 検証の結果、必要に応じて改正することを規定しています。
3. 改正に当たっては、町民への説明責任を果たすため、改正理由などを詳細に説明しなければならないことを規定しています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(筑前町議会委員会条例の一部改正)

- 2 筑前町議会委員会条例（平成17年筑前町条例第145号）の一部を次のように改正する。

第18条中 「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。」を「委員会の会議は、原則公開するものとする。」に改める。

附 則（平成27年12月14日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。